

都市交通施策の再整理に関する検討会 規約

(目的)

第1条 本検討会は、都市交通を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、都市交通施策を再整理し、今後の方向性について検討を行うことを目的として設置する。

(名称)

第2条 本検討会は、「都市交通施策の再整理に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(検討事項)

第3条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 都市交通に関する現状及び課題の整理に関する事項
- 二 都市交通施策の再整理及び方向性に関する事項
- 三 その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、委員をもって構成する。

- 2 検討会には、座長と副座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験者その他事務局が適当と認める者のうちから事務局が委嘱する。

- 2 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(ワーキンググループの設置)

第6条 検討会は、検討事項を専門的に検討するため、検討会の下にワーキンググループを設置することができる。

- 2 前項の規定により、次に掲げるワーキンググループを置く。
 - 一 都市交通軸ワーキンググループ
 - 二 拠点エリアワーキンググループ
- 3 ワーキンググループは、検討結果を検討会に報告するものとする。

(検討会の議事)

第7条 検討会の議事は、原則として非公開で行う。

- 2 検討会の資料及び議事概要は、委員及び発表者の確認を得た上で、国土交通省都市局街路交通施設課ホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務は、国土交通省 都市局 街路交通施設課において処理する。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

(附則)

第1条 本規約は、検討会の設置の日から施行する。